

平成25年7月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ネ)第172号 損害賠償等請求控訴事件 (原審・那覇地方裁判所平成23年(ワ)第101号)

口頭弁論終結日 平成25年5月30日

判 決

那覇市樋川2-4-16

控訴人(原告)	上	原	正	稔
訴訟代理人弁護士	徳	永	信	一
同	中	村	正	彦
同	上	原	千	可子

那覇市字天久905番地

被控訴人(被告)	株	式	会	社	琉	球	新	報	社
代表者代表取締役	富	田	詢	一					
訴訟代理人弁護士	池	宮	城	紀	夫				
同	赤	嶺	真	也					
同	島	田	考	人					

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
  - (1) 被控訴人は、控訴人に対し、105万4000円及びこれに対する平成23年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - (2) 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを10分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- 3 この判決の第1項(1)は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1045万9000円及びこれに対する平成23年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要（略称は特に記載したもののほかは原判決のものを用いる。）

- 1 被控訴人は、日刊新聞「琉球新報」を発行する株式会社である。

控訴人は、被控訴人の発行する「琉球新報」などの紙上において、沖縄戦を中心とした数々の戦記の連載を行ってきたドキュメンタリー作家であり、平成19年5月26日から「琉球新報」夕刊紙上において『パンドラの箱を開ける時』（副題「沖縄戦の記録」）の連載をしていた。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人の執筆した『パンドラの箱を開ける時』の原稿（具体的には、第1章第2話「慶良間で何が起きたのか」（慶良間編）全ての原稿及び第181回の原稿）を被控訴人が「琉球新報」夕刊紙上に掲載しなかったのは、控訴人と被控訴人との間の連載執筆契約の債務不履行であり、又は、原稿が掲載される期待権の侵害若しくは著述の作品を未完成にさせた著作者人格権の侵害等による不法行為であり、これにより、逸失利益（慶良間編50回分の原稿料及び第181回の原稿料）及び慰謝料の合計1045万9000円の損害を被ったと主張して、同額の損害賠償及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成23年2月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし3のとおりであるから、これを引用する。

（当審における控訴人の主張）

- (1) 控訴人と被控訴人との間の連載執筆契約の内容について

被控訴人における控訴人担当記者であった前泊博盛編集委員（前泊）名義のメモ（乙2）は、『パンドラの箱を開ける時』の連載開始直前である平成19年5月21日に社内向けに作成したとされているが、前泊の陳述書の提出さえされていないなど、その作成の真正、経緯、目的、趣旨あるいは手書きによる訂正の時期等の一切の立証もなく不明なままであって、これを『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約の内容の認定の基礎とすることはできない。

仮に上記メモが前泊により作成されたとしても、ワープロ印字により連載を「50～70回程度（15週間）」としており、前泊に『パンドラの箱を開ける時』が長期連載になるとの認識がなかったことがうかがわれ、前泊の思い込みを記載したものにすぎず、連載執筆契約の内容を確認したのもでも社内向けの報告文書でもないことが推察され、かかる文書をもとに『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約の内容を推認することはできない。

そして、控訴人は、平成18年12月28日に「琉球新報」における『戦争を生き残った者の記録』の連載を終了したが、前泊の前任である池間聡編集委員との間で計画、準備されていた『パンドラの箱を開ける時』は、『戦争を生き残った者の記録』の続編であり、『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約は従前のものを引き継ぐものであり、控訴人の著述スタイル（自著、他著を問わず既出の資料と初出の資料を用い、それらの引用を多用しながら、独自の視点から沖縄戦と人間の真実を多面的に構成していくもの）を尊重するものであった。

## (2) 慶良間編の掲載拒否について

被控訴人編集局の枝川健治（枝川）は、その陳述書（乙7）に「およそ、小説であるか、ドキュメンタリーであるかを問わず、原稿料を得ている者が公の場で発表される文章に、過去に発表したものと同じ文章を使用することは許されるはずがない」としていた点につき、原審における証人尋問におい

て、ドキュメンタリーが事実と資料に基づいて書かれる物語であることから、初出の資料だけでなく既出の資料も用いる必要があることを認め、また、「シァレス伍長の日記」が慶良間の集団自決の目撃者による第一級の資料であり、一字一句違わずに引用してもそれ自体には問題がないことを認めた上で、日記の引用の分量が多すぎるとか、出典の明示がないことなどを問題にするに至り（10頁）、また、地の部分でも同じ文章を使用しているなどと述べつつ、その箇所に関して答えることができず、慶良間編の原稿について「あの文章、私はきょう初めて見まして全部は読んでおりません」（18頁）とか、「精査はまだしてませんので」（19頁）とも述べていた。これによれば、枝川は、慶良間編の原稿の二重掲載について十分な精査をしないまま強い思い込みを持って証言したというべきである。枝川の証言には、被控訴人の本社における控訴人との協議が行われたのが控訴人が慶良間編の原稿を送付した平成19年6月17日の直後ではなく、慶良間編の掲載予定日である同月19日の後である「平成19年6月27日午後」とする矛盾が含まれていることにも照らすと、控訴人から慶良間編の原稿を受領した当時、これを枝川ら4人の編集委員で照合して二重掲載を確認し、これを理由に慶良間編の掲載を拒否したなどという枝川の証言は信用できないものである。

また、控訴人が前泊に対して平成19年6月17日に送付した慶良間編の原稿は、未完成の「素原稿」であって、もともと大幅な修正が予定されていたものである（甲3の1）から、控訴人が二重掲載について問い質された場合に徒に反発して開き直すことは考えられない。控訴人が4人の編集委員に対して激しく反発したのは、「社の方針だ」などと言われるのみで納得できる理由の説明がなかったからである。

慶良間編の原稿は、「シァレス伍長の日記」の引用のある「イスラエルの東端に」とロバーツ伍長の談話が引用された「ニューヨーク・タイムズ」で構成され、「ニューヨーク・タイムズ」にはそこに引用されたロバーツ伍長

の談話が、かつて控訴人が「沖縄タイムス」紙上に『沖縄戦日誌』として発表したものの再掲であることが明示されているが、自著からの引用であり、そのことは末尾の説明から明らかであるのに、「ニューヨーク・タイムズ」が二重掲載として問題とされた節もない。さらに、控訴人は『パンドラの箱を開ける時』の連載開始に先立ち、前泊に『沖縄戦ショウダウン』を資料として渡しており、被控訴人に対しては『沖縄戦ショウダウン』からの引用があることが予め告知されていたといえる。その上、控訴人は、『パンドラの箱を開ける時』の連載再開後も繰り返して既出の資料の二重掲載を行っていたが、被控訴人からのクレームがあったような形跡もない。

結局、被控訴人は、資料の二重掲載それ自体は重大な問題としておらず、『沖縄戦ショウダウン』に発表された慶良間の集団自決の体験者である金城武則らの証言が引用されることを恐れたのであり、合理的な理由もなく一方的に慶良間編の掲載を拒否したものである。

(3) 第181回の原稿の掲載拒否について

控訴人は、第181回の原稿において、『沖縄戦ショウダウン』からの引用を明示して自らの調査によって発掘した慶良間の集団自決の生き残りである大城良平と金城武則の「赤松嘉次さんは自決命令を出していない。」などという核心的な証言を紹介し、続いて「沖縄タイムス」に連載された宮城春美の『母の遺言』を読んだ時の「凄まじい衝撃が走った」ことに触れたが、これらはいずれも控訴人が渡嘉敷島の集団自決について軍命令の不存在を確信するに至った核心的なものである。そして、控訴人は、その背景に戦傷病者戦没者遺族等援護法の問題があることを指摘した上、かつて政府援護課で救護業務に携わっていた照屋昇雄の「産経新聞」に掲載された告白を取り上げた。これらは、沖縄県民にほとんど知られていないものであり、また、控訴人が集団自決に軍命令がないという「真実」に到達した経過を簡潔かつ丁寧に綴ったものであって、また、赤松嘉次の2通の手紙という初出の貴重な